

税金・社会保険の被災者支援制度（表面）

※制度ごとの条件がとても複雑です。詳細は、裏面の関係機関や担当窓口でご確認ください。

作成者：税理士 浅原慎一郎 作成日：20221113

【事業者・非事業者共通】

税金面での支援	所得税・住民税の減額	雑損控除 (災害減免法との選択適用)	住宅	生活用家屋、宅地、店舗兼住宅の住宅部分などが対象 「残存価額（推定あり）×被害割合」＋「取り壊し費用、修理代、被害防止の費用」－「保険金」 ※修理代は、被災した日から1年以内に払ったものが対象（大規模災害のときは3年以内）
			家財	家具家電、衣類、現金、その他生活用動産が対象 推定価額×被害割合（時価による計算も可）
			車両	生活に必要な車が対象（事業用やレジャー用は除外） 「残存価額（推定なし）×被害割合」＋「廃車代、修理代」－「保険金」
		住宅ローン控除の特例	被災した住宅に住んでいなくても適用できます	
	固定資産税の減免	家屋	家屋	罹災証明にて「半壊」以上であれば減免対象になります ※一部損壊・準半壊の場合は減免対象になりませんが、罹災証明の判定に不服があれば、再調査を申請できます
土地			「土地として使用不能の状態」であれば減免対象になります	
社会保険での支援	国民健康保険	「病院で支払う一部負担金」や「保険料」が減免される場合があります 要件：床上浸水以上 など		
	後期高齢者医療保険	「病院で支払う一部負担金」や「保険料」が減免される場合があります 要件：中規模半壊以上 など		
	介護保険	被災された方が一定の要件に該当する場合には、保険料が減免される場合があります（要件が複雑なので、詳細は窓口でのご確認を）		
	国民年金保険	「生活用資産に50%以上の損失を受けた方」が減免対象になります (将来の受給額が減ります、慎重なご判断を)		
	※上記保険料の減免は、申請日以降の未納付分が対象となります ※全国健康保険協会については、現時点で保険料減免の情報はありません ※健康保険組合については、加入先の組合にお尋ねください			

※被災に伴い受け取った義援金、支援金、補助金、住宅や家財の火災保険金等には税金はかかりません

【事業者向け】

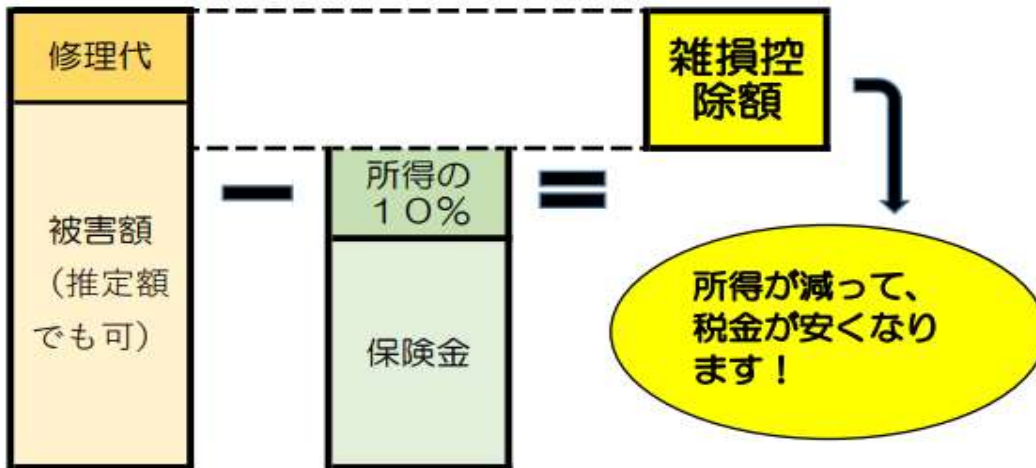
事業用資産が被災した、修理を行った	被害額、修理代の経費計上	被災に伴う取り壊し費用、廃棄処分、修理代は経費計上できます 修理や買い替えに伴うグレードアップ部分は資産計上となります
	被災資産の損失の繰り越し	翌年以降3年間の繰越が認められます（青色申告の場合は、青色欠損金の3年間の繰り越し）
設備や在庫に投資したい	被災した事業者は、消費税計算において、 <u>災害を受けた年から簡易課税を原則課税に戻すことができます</u> 。原則課税計算であれば、投資金額に応じて消費税額が還付される可能性があります。（災害の収まった日から2か月以内の申請が必要です）	
申告期限に間に合わない	被災した事業者には、申告・納付の期限延長制度があります（申請が必要です）	

税金・社会保険の被災者支援制度（裏面）

【お問い合わせ先】

税務申告、納付、申請	清水税務署	054-355-2360
固定資産税	清水区役所（市税事務所）	054-354-2082
国保、医療、年金関係	清水区役所（保険年金課）	054-354-2141
	全国健康保険協会、健康保険組合については、勤務先や、保険証に書かれた電話番号におかけください	
税務相談	税理士会無料相談	054-367-2862 ※毎週、水曜と金曜の午後1時から3時まで（月末と祝日、2月3月を除きます。電話予約が必要です）

雑損控除のたまかなイメージです



【参考】家財の計算で使う推定価格

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～29	500	300
30～39	800	
40～49	1,100	
50～	1,150	

買った金額が不明でも大丈夫！
とても有利な推定価格！
（50代夫婦で1150万）

